



くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター (☎28-9110)

自分の「警戒心」をチェックしてみましょう。



- 家族と常に会話や連絡をしている
- 買い物はよく考えて決める
- 「あなただけ特別」などの話は疑ってかかる
- 相手が分からない電話には出ない
- 無理な頼みごとはきっぱり断る
- 新聞やニュースは毎日見る
- 人は外見で判断しない
- 知らない人でも臆さずに会話ができる
- 儲け話は疑ってかかる
- 身近に相談できる親族や友人、知人がいる

チェックが9個以上

非常に強い警戒心がありますが、引き続き注意しましょう

チェックが6～8個

強い警戒心がありますが、だまされないようにしましょう

チェックが4～5個

警戒心が少し弱く、危機意識が薄い傾向があります

チェックが3個以下

警戒心が弱く、だまされる危険性が高いです



断る際には曖昧な断り方ではなく、「いいません」「必要ありません」などとはっきり断りましょう。

9月は高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

【市民生活相談・消費生活相談】

市民生活相談センター・消費生活センター(ヨリネスしばた1階)では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
受付時間= 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時

【司法書士による無料消費生活相談】 要予約

とき= 10月4日(☎) 13:00～16:30
ところ= 消費生活センター(ヨリネスしばた1階)
予約先= 消費生活センター (☎28-9110)



10月の相談

行政相談 総務課 (☎28-9540)

お住まいの地区にかかわらず、どの会場でも相談できます

- ▼加治川庁舎3階行政相談室
2日(☎) 9:30～12:00
- ▼豊浦庁舎1階相談室
9日(☎) 9:30～12:00
- ▼藤塚浜会館
16日(☎) 13:00～15:00

弁護士無料法律相談

要予約

ヨリネスしばた6階相談室 601
17日(☎) 14:00～17:00
予約先= 人権啓発課 (☎28-9630)
受付開始= 10月1日(☎)
※法律相談は、1人につき年度に1回限りです。

行政書士による無料相談会

総務課 (☎28-9540)

地域交流センターきやり館2階会議室
18日(☎) 13:00～16:00

「法の日」週間 くらしの無料相談

10月1日の「法の日」に合わせて、無料相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られます。

時 10月3日(☎)午前10時～正午

所 新潟地方法務局新発田支局

内 親族・近隣間のもめごと、いじめ・差別などの人権問題、土地や建物の売買などの不動産登記の問題、金銭の貸借・保証・多重債務に関すること、家賃などの供託に関すること、遺言書や公正証書の作成など
相談員= 公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、法務局職員

☎ 新潟地方法務局新発田支局 (☎24-7102)

シルバー
人材センター
入会説明会

10月10日(☎)・24日(☎) 10:00～(会場はお問い合わせください)
新発田事務所 (☎22-1010)、紫雲寺支所 (☎41-2954)、
加治川支所 (☎33-3850)



「広報しばた」は環境にやさしい植物油インキを使用しています